

令和 8 年 7 月 6 日招集

大船渡市選挙管理委員会第 7 回定例会議案

大船渡市選挙管理委員会

令和 8 年第 7 回定例会

番 号	件 名
報告第 1 号	選挙人名簿登録の移替えについて
議案第 1 号	選挙人名簿登録の抹消について
議案第 2 号	大船渡市長選挙における選挙人名簿登録日等の決定について
議案第 3 号	大船渡市長選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げについて
議案第 4 号	大船渡市長選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等について
議案第 5 号	大船渡市長選挙における選挙会（開票）の場所及び日時について
議案第 6 号	大船渡市長選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
議案第 7 号	投票所入場券の様式等について

報告第1号

選挙人名簿登録の移替えについて

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が、他の投票区の区域に住所を移したことにより、次のとおり登録の移替えをしたので、報告します。

令和8年7月6日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

1 移替者数

事 由	男	女	計
転 居	11人	17人	28人

議案第1号

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消することについて、委員会の議決を求めます。

令和8年7月6日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一郎

1 抹消者数

事 由	男	女	計
死 亡	21人	23人	44人
転 出	20人	13人	33人
計	41人	36人	77人

2 選挙人名簿登録者数集計表

【調整現在日（作成日）】令和 8年 6月30日

投票区	投票区名	表示なし			表示者（失権者除く）			失権者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	第1投票区	718	836	1,554	26	21	47	0	0	0	744	857	1,601
2	第2投票区	568	658	1,226	7	9	16	0	0	0	575	667	1,242
3	第3投票区	695	728	1,423	23	23	46	1	0	1	719	751	1,470
4	第4投票区	325	353	678	8	9	17	0	0	0	333	362	695
5	第5投票区	559	678	1,237	18	11	29	0	0	0	577	689	1,266
6	第6投票区	458	529	987	12	6	18	0	0	0	470	535	1,005
7	第7投票区	612	697	1,309	5	10	15	0	0	0	617	707	1,324
8	第8投票区	397	428	825	6	2	8	0	0	0	403	430	833
9	第9投票区	681	777	1,458	11	10	21	0	0	0	692	787	1,479
10	第10投票区	404	432	836	3	2	5	0	0	0	407	434	841
11	第11投票区	650	697	1,347	20	14	34	0	0	0	670	711	1,381
12	第12投票区	512	541	1,053	7	8	15	0	0	0	519	549	1,068
13	第13投票区	263	292	555	0	3	3	0	0	0	263	295	558
14	第14投票区	113	128	241	1	0	1	0	0	0	114	128	242
15	第15投票区	19	24	43	1	0	1	0	0	0	20	24	44
16	第16投票区	529	591	1,120	8	9	17	0	0	0	537	600	1,137
17	第17投票区	465	514	979	11	11	22	0	0	0	476	525	1,001
18	第18投票区	550	665	1,215	12	7	19	0	0	0	562	672	1,234
19	第19投票区	1,011	1,114	2,125	21	20	41	0	0	0	1,032	1,134	2,166
20	第20投票区	528	576	1,104	13	16	29	0	0	0	541	592	1,133
21	第21投票区	87	102	189	0	0	0	0	0	0	87	102	189
22	第22投票区	110	106	216	2	1	3	0	0	0	112	107	219
23	第23投票区	228	233	461	1	1	2	0	0	0	229	234	463
24	第24投票区	154	169	323	2	1	3	0	0	0	156	170	326
25	第25投票区	16	18	34	0	0	0	0	0	0	16	18	34
26	第26投票区	55	50	105	1	0	1	0	0	0	56	50	106
27	第27投票区	609	667	1,276	8	5	13	0	0	0	617	672	1,289
28	第28投票区	71	72	143	0	1	1	0	0	0	71	73	144
29	第29投票区	79	88	167	0	2	2	0	0	0	79	90	169
30	第30投票区	24	25	49	1	0	1	0	0	0	25	25	50
31	第31投票区	31	33	64	0	0	0	0	0	0	31	33	64
32	第32投票区	143	137	280	0	1	1	0	0	0	143	138	281
33	第33投票区	211	221	432	1	2	3	0	0	0	212	223	435
34	第34投票区	437	473	910	6	8	14	0	0	0	443	481	924
35	第35投票区	25	22	47	0	1	1	0	0	0	25	23	48
36	第36投票区	281	328	609	4	2	6	0	0	0	285	330	615
37	第37投票区	12	11	23	0	0	0	0	0	0	12	11	23
38	第38投票区	83	86	169	0	2	2	0	0	0	83	88	171
39	第39投票区	56	51	107	0	1	1	0	0	0	56	52	108
		12,769	14,150	26,919	239	219	458	1	0	1	13,009	14,369	27,378

議案第 2 号

大船渡市長選挙における選挙人名簿登録日等の決定について

令和 8 年11月22日執行の大船渡市長選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 3 項の規定により、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録日を、次のとおり定めることについて、委員会の議決を求めます。

令和 8 年 7 月 6 日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

1 登録基準日 令和 8 年11月14日

ただし、年齢については選挙期日（令和 8 年11月22日）により算定する。

2 登 録 日 令和 8 年11月14日

議案第 3 号

大船渡市長選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げについて

令和 8 年 11 月 22 日 執行の大船渡市長選挙において、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げることにについて、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により、委員会の議決を求めます。

令和 8 年 7 月 6 日 提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

1 投票所の開閉時間

投票所を開く時刻を午前 7 時とし、また、投票所を閉じる時刻は午後 7 時とし、投票所を閉じる時刻を 1 時間繰り上げる。

2 閉じる時刻を繰り上げる投票所

第 1 投票区から第 39 投票区までの全投票所

議案第4号

大船渡市長選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等について

令和8年11月22日執行の大船渡市長選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等を次のとおり定めることについて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で準用する法第39条及び法第40条第1項の規定により、委員会の議決を求めます。

令和8年7月6日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一郎

1 期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間及び投票できる区域

(1) 大船渡市役所（大船渡市盛町字津野沢15番地）

ア 開設期間 選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで

イ 開閉時間 午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。

ウ 投票できる区域 市内全域の区域を対象とする。

(2) 大船渡市役所三陸支所（大船渡市三陸町越喜来字所通26番地1）、大船渡市役所綾里地域振興出張所（大船渡市三陸町綾里字平館75番地2）、大船渡市役所吉浜地域振興出張所（大船渡市三陸町吉浜字上野93番地1）

ア 開設期間 選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで

イ 開閉時間 午前8時30分に開き、午後5時15分に閉じる。

ウ 投票できる区域 市内全域の区域を対象とする。

議案第 5 号

大船渡市長選挙における選挙会（開票）の場所及び日時について

令和 8 年11月22日執行の大船渡市長選挙における選挙会（開票）の場所及び日時を次のとおり指定することについて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、委員会の議決を求めます。

令和 8 年 7 月 6 日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

- | | | | |
|---|------------|-------------------|----------|
| 1 | 選挙会（開票）の場所 | 大船渡市盛町字中道下 1 番地 1 | 大船渡市民体育館 |
| 2 | 選挙会（開票）の日時 | 選挙期日の午後 8 時15分 | |

議案第 6 号

大船渡市長選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

令和 8 年 11 月 22 日 執行の大船渡市長選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて、委員会の議決を求めます。

令和 8 年 7 月 6 日 提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

議案第 7 号

投票所入場券の様式等について

令和 8 年11月22日執行の大船渡市長選挙における投票所入場券の様式等を別紙のとおり定めることについて、委員会の議決を求めます。

令和 8 年 7 月 6 日提出

大船渡市選挙管理委員会

委員長 佐々木 一 郎

大船渡市長選挙投票所入場券の様式等

- 1 印刷枚数 30,000枚
- 2 用紙の種類 上質紙 110K
- 3 用紙のサイズ 縦15.24cm×横10.16cm(6インチ×4インチ)
- 4 表記の内容 下記のとおり(薄い網かけ部分に受付用バーコードを表示)

(表面)

(10.16cm)



大船渡局
料金後納
郵便

郵便はがき

選挙事務

(15.24cm)

投票所入場券
大船渡市長選挙

名簿番号			
氏名			
投票日時	令和8年11月22日 午前7時00分～午後7時00分		
投票所 ／住所			

(事務処理欄) ※事務処理欄は職員が使用します。

到着番号	名簿対照	投票方法	投票用紙交付
		☐ 代理投票 ☐ 点字投票 ☐ 仮投票 ☐ 代理の仮投票	☐ 市長 ☐ 市議会議員

(裏面)

期日前投票ができます。

期日前投票ができる場所・期間・時間		
場 所	期 間	時 間
大船渡市役所1階 第2会議室	11月16日(月)から 11月21日(土)まで	午前8時30分 ～午後8時
三陸支所 綾里地域振興出張所 吉浜地域振興出張所	11月16日(月)から 11月21日(土)まで	午前8時30分 ～午後5時15分

※期日前投票を行う場合は、下記宣誓書に記入した上で
お越しください。

宣 誓 書

私は、令和8年11月22日執行の大船渡市長選挙の当日、下記の事由に該当する見込みですので期日前投票をたく、下記の記載が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・投票区域外への外出・旅行・滞在
- ・病気、出産、身体障害等のため歩行が困難
- ・住所移転のため、本市町村以外に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

		令和 8 年 月 日	
氏 名		生年 月 日	大・昭・平 年 月 日
住 所	☐ 表面記載の住所のとおり 大船渡市		

〈お問い合わせ先〉〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15
大船渡市選挙管理委員会 TEL0192-27-3111 (内線 168)